

「林野火災注意報」の運用が始まりました

令和8年1月1日から始まった「林野火災注意報」や「火災警報」は、林野火災が発生しやすい気象条件時に発令します。

発令中は、以下のとおり屋外での火の取扱いに制限がかかります。

- 🔥 山林、原野等において火入れをしないこと
- 🔥 煙火(花火)を消費しないこと
- 🔥 屋外で火遊び又はたき火(あぜ焼きや枝葉の焼却を含む)をしないこと
- 🔥 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- 🔥 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと
- 🔥 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること

○火の使用制限に従わなかった場合

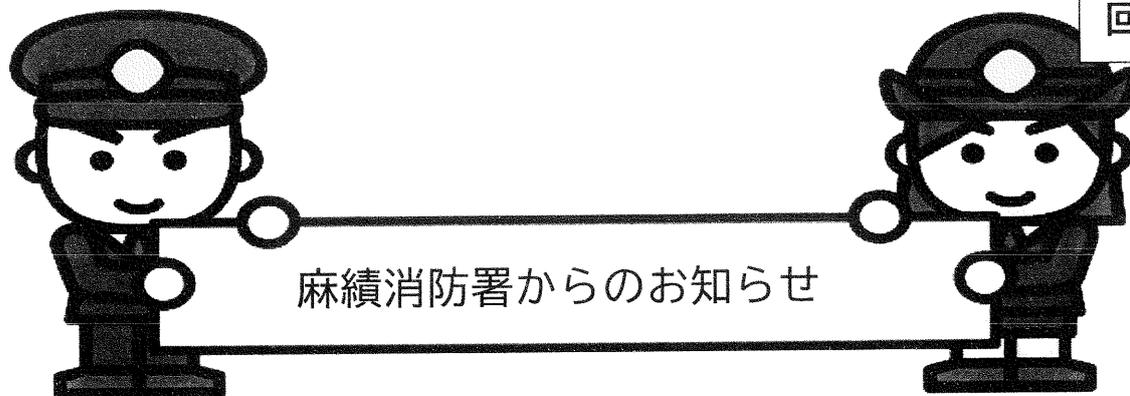
林野火災注意報は努力義務を課すものですが、火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して 30 万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

○林野火災注意報・火災警報の発令・解除の周知について

「林野火災注意報・火災警報」が発令した時は防災無線や、消防署ののぼり旗、消防車両等による巡回広報、災害情報メール、ホームページ・SNSなどで周知します。

なお、解除されるまで屋外での火の取扱い制限は継続します。解除はホームページまたは災害情報メールで周知します。

たき火・枯草焼き・畔焼きなどは、消防署に届出が必要です。林野火災が発生しないよう、今後ご協力をお願いします。



今年は、全国的に大規模な山火事が頻発しその原因の多くが

火入れ（野焼き）、たき火、ごみなどの焼却

です。

麻績村・筑北村から山火事が発生しないように、みなさんのご協力を
をお願いします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により

たき火・焼却は原則禁止されています。

- ※1 例外として、農業・林業等営むためのやむを得ないもの、軽微なたき火は除きます。
- ※2 たき火などが原因で火災を起こし、他者に損害を与えた場合、「重過失失火罪」に問われる可能性があります。

例外のたき火・焼却をする場合、事前に消防署へ届け出・連絡を行い、次の事項を守ってください

1. 建物、燃えやすいもの、斜面の近くでしない。
2. 風が強いときは避ける。
3. 燃やしてはいけない場所に水をまく。
4. 消火用の十分な水を用意する。
5. 複数人で監視し、終了まで離れない。
6. 火が完全に消えたことを確認し、水をかける。

森林法により、周囲 1km 以内に森林がある場合、火入れは原則禁止で、例外の火入れには村長の許可が必要です。

	お問い合わせ先
麻績消防署	0263-67-2992
麻績村役場	0263-67-3001
筑北村役場	0263-66-2111